

刈谷駅前観光案内所レンタサイクル利用における遵守事項等

【基本事項】

○利用時間 午前10時～午後6時(刈谷駅前観光案内所開所時間)

○利用は1日単位とし、2日以上にまたがるレンタルは不可

○レンタル料・・・無料 ○保証金・・・・・・1,000円/回/台

○利用対象者・・・小学生以上で、自転車の乗用に安全上支障がない者(小学生の場合は保護者の方の同伴が必要)。

※天候や利用者の体調等によりレンタサイクルの貸出しが適当でないと認められる場合は、貸出しをお断りする場合があります。

※利用者が遵守事項に違反した場合、レンタサイクル利用の全部若しくは一部をお断りするなど、必要な措置を講じます。

※災害等緊急の場合は、利用者と協議の上、対応を決定します。

【遵守事項】

○利用について

- ・日常的な通勤及び通学に利用しないこと。利用形態が恒常的と判断された場合は、レンタサイクルの利用を制限させていただく場合があります。
- ・レンタサイクル使用前にブレーキ等の点検を実施し、適正な管理・使用をすること。
- ・レンタサイクルを他人に転貸しないこと。
- ・自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。
- ・午後6時までに返却すること。午後6時までに返却できない場合は、案内所に連絡すること。
- ・道路交通法等の関係法令を遵守し、歩行者のほか、車両の通行に配慮した運転を心掛けること。(特に、違法駐輪、二人乗り、酒気帯び運転、傘差し運転、イヤホンや携帯を使用しながらの運転はしないこと。) ※ヘルメットの着用にご協力ください。

○盗難について

- ・自転車を離れる際は、ヘルメットを含め、必ず施錠し、盗難防止に努めること。
- ・盗難にあった場合(付属品含む)は、案内所に速やかに連絡するとともに、最寄りの警察署又は交番に盗難届を提出すること。
- ・盗難・紛失が発生した場合は、自転車等(付属品含む)の代金を利用者が負担すること。

○不測の事態・補償について

- ・故障・破損やトラブル等が生じたときは必ず案内所へ連絡し、職員の指示に従うこと。
※故意や過失による場合は、当該修理に関する費用等(第三者への賠償費用含む)を利用者が負担すること。費用等について、当協会は一切責任を負いません。
- ・レンタサイクルは全て防犯登録+TSマーク付帯保険へ加入しておりますが、当該保険の補償対象以外の事故については、利用者のほか、第三者への損害賠償費用等を含め、当協会は一切責任を負いません。また、事故についての示談・協議等が必要な場合には、自らの責任において行うこと。
※事故により、自転車管理者が被害を被った場合は、利用者とその損害賠償を請求する場合があります。

○保証金について

次の場合は保証金を返却いたしません。

- ・午後6時を過ぎて返却した場合
- ・鍵の紛失、事故、盗難、破損等があった場合